

＝令和元年度早川南小学校だより＝

はるき



令和元年11月18日

No.33

校長 坂野修一

県民の日について調べてみました…



今日はとても暖かな一日になりました。青空時間には、5年生が企画したスマイル大作戦として全校でサッカーをし、仲良く楽しく遊ぶことができました。「こんな小春日和の穏やかな日は、あなたの優しさがしみてくる♪」思わず、山口百恵さんの「秋桜」名曲を口ずさんでしまう私でした。「穏やか」ってなんていい言葉でしょう…。日本の中心東京では、安倍首相の周辺と沢尻エリカ容疑者の周辺が穏やかではないですね…。今後どのように展開していくのでしょうか…。私はしっかりと見守りますよ！

さて、明後日20日(水)は県民の日で学校はお休みになります。以前No.7「何の日でお休みなのか？」で祝日の特集をしましたが、県民の日の由来も知らずに学校を休んでいたら、チコちゃんに叱られそうなので調べてみました。まずは、昭和61年3月に制定された県民の日条例です。

県民の日条例（昭和61年3月26日山梨県条例第1号）

第1条 県民が、郷土について理解と関心を深め、ふるさとを愛する心をはぐくみ、共に次代に誇り得るより豊かなふるさと山梨を築きあげることを期する日として、県民の日を設ける。

第2条 県民の日は、11月20日とする。

第3条 県は、県民の日についての啓発を行うとともに、県民の日を中心として、県民参加の下に県民の日にふさわしい行事を行うものとする。

第4条 県は、県民及び市町村その他の団体に対し、県民の日にふさわしい行事を行うよう、協力を求めるものとする。

第5条 県の設置した公の施設の使用料で知事が指定するものについては、当該使用料に係る条例の規定にかかわらず、県民の日に限り、これを免除する。

では、肝心な何故11月20日が県民の日であるかについてですが、明治4年11月20日に、それまでの甲府県が山梨県と改められた日だからそうです。昔歴史で勉強し覚えている方も多いと思いますが、『廃藩置県』のことです。このような県民の日は、全国47の都道府県全てであるのかと思って調べてみたら、22の都道県にしかありませんでした。さらに、公立学校が休みになっているのは、千葉、群馬、茨城、埼玉、東京、山梨の関東近郊の6都県のみ。県民の日の由来は以前から知っていましたが、全国がこのような状況であるということは知らずに、今まで休んでいた私が少し恥ずかしくなりました。(；_；)

県民の日には、東京ディズニーランドで甲州弁が飛び交うという話を聞いたことがあります。平日のディズニーなんてなかなか行けませんから、子どもが小さい時には何度か訪ねたことがありましたが、実際、知り合いにたくさん会いました。山梨県民だけチケットが安くなるなんてこともありましたね。得した気持ちになって訪ねてことを思い出します。(^▽^)/

県民の日には、上記の第5条のとおり、山梨県内の様々な施設が無料になります。過日全校遠足で訪ねた科学館、遊亀公園動物園、県立博物館などの公共的な施設は軒並み無料ですね。近場では、富士川クラフトパークのカヌー場が無料です。もちろん平日ですので、多くの保護者の皆様はお仕事でしょうが、もしお時間が合えば、そんな施設を訪ねることもいいでしょう。是非、有意義な一日にしてほしいと思います。



今週は、明日19日(火)と22日(金)が教職員の研修会参加に伴い下校が早くなります。その間に県民の日があるなど、子どもたちにとってはゆとりの時間が多いです。学校でも、事前の指導はしたところですが、ご家庭におきましても声をかけていただけたらありがたいです。よろしくお願いたします。